

尼崎市空家対策に係る技術的支援補助実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽危険空家等の用に供される土地が接道要件を満たしていないことで、建物の更新が滞っていることに関し、特例許可を得ることで建物の更新が可能となり、老朽危険空家等の除却が促進されることとなるため、当該特例許可を受けるために要する通路協定書の作成等に係る経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 老朽危険空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等又は尼崎市危険空家等対策に関する条例（平成27年尼崎市条例第8号。以下「条例」という。）第2条第1項第2号に規定する危険空家等のうち、法第14条第1項又は条例第8条第1項の規定による助言又は指導の対象であるもの（法第14条第3項又は条例第8条第3項の規定による措置命令の対象であるものを除く。）をいう。
- (2) 通路 建築基準法第42条第1項に規定する道路（同条第2項又は第4項の規定により道路とみなされるものを含む。以下同じ。）に該当しない道をいう。
- (3) 接道要件 建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項の接道要件をいう。
- (4) 特例許可 建築基準法第43条第2項第2号の許可をいう。
- (5) 通路協定書 特例許可を受けるために必要となる権利者間での通路協定（通路を交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない状態に保持することをその通路に接する土地及び建物並びにその通路の土地等の所有者等が互いに合意したものをいう。以下同じ。）が締結されたことが確認できる書類をいう。
- (6) 協定通路 通路協定に係る通路をいう。
- (7) 所有者等 老朽危険空家等の所有者又は購入予定者をいう。

(補助対象事業)

第3条 この要綱の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、接道要件を満たさない老朽危険空家等の用に供される土地に係る特例許可を得るために締結する通路協定書の作成を、建築士又は測量士等の資格を有しそれを業とする者（以下「専門家」という。）に委託するものであり、次の各号に掲げる事項の全部に該当するものをいう。

- (1) 令和2年5月1日以降に専門家に通路協定書の作成を委託したものであること。

- (2) 通路協定の締結日より前又は通路協定の締結日から一年以内に老朽危険空家等の除却を行うものであること。
- (3) 特例許可に係る手続き以外で、申請者以外の者の権利を侵害しないこと。
- (4) 補助対象事業について他の公的補助を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、個人の場合にあつては当該第1号から第5号まで及び第8号のいずれにも該当する者、法人、その他の団体の場合にあつては当該第1号から第4号まで及び第6号から第8号までのいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象事業に係る契約の締結者であること。
- (2) 尼崎市における市税に未納がないこと。
- (3) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 老朽危険空家等又は老朽危険空家等の用に供される土地の所有者等であること。
- (5) 老朽危険空家等の除却を行う者であること。
- (6) 通路協定書の作成を別の法人（市長が認めるものに限る。）に委託する法人、その他の団体であること。
- (7) 老朽危険空家等の取得前又は取得後1年以内に第7条に定める事前協議を行い、かつ、取得後3年以内に通路協定を締結し、当該老朽危険空家等の除却を行う者、又は老朽危険空家等を取得後1年以内に当該老朽危険空家等の除却を行い、かつ、取得後3年以内に通路協定を締結する者であること。
- (8) その他市長が必要と認める者。

(利用の範囲)

第5条 補助対象事業における利用の範囲は、1つの通路協定に複数の老朽危険空家等が含まれる場合においても1つの老朽危険空家等のみを対象とし、また、1つの老朽危険空家等においては1つの通路協定の申請に限るものとする。

(補助金額)

第6条 市長は、予算の範囲内で、補助対象事業に要する費用（測量調査、図面作成等に要する経費で市長が補助の対象とすることが適当であると認めるものに限る。以下「補助対象経費」という。）の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額）（当該額が30万円を超える場合にあつては、30万円）の補助を行うものとする。

- 2 尼崎市空家対策に係る法務支援補助実施要綱に基づく補助金の申請を行う場合にあつては、当該補助金との合計で30万円を補助金額の上限とする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、原則として、事前協議依頼書（様式第1号）

に、次に掲げる書類を添えて市長に提出すること。ただし、市長が事前協議の必要がないと認める場合は省略することができる。

- (1) 第8条の申請をする建物の写真（外観及び現況写真）
- (2) 第8条の申請をする建物の位置図及び配置図
- (3) 第8条の申請をする建物の取得日が分かる書類（法人、その他の団体の場合で既に取得している場合）

2 市長は、前項の規定による依頼があった場合は、補助金の交付を受けようとする者と協議し、補助対象事業となる老朽危険空家等であるかを判定し、事前協議結果通知書（様式第2号）により、当該依頼者に通知する。

3 補助金の交付を受けようとする者は、通路協定書の必要性について、特定行政庁に事前に確認をしておかなければならない。

（補助申請兼実績報告及び交付決定）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の完了後、速やかに補助金交付申請書兼実績報告書（様式3号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認める書類については、その添付を省略することができる。

- (1) 通路協定書（特定行政庁の收受印が捺印されたものに限る。）の写し
- (2) 老朽危険空家等の除却後の写真（日付がわかるもの）
- (3) 老朽危険空家等の除却の完了が分かる書類の写し（解体工事完了報告、滅失登記等）
- (4) 補助対象事業に要した経費の内訳がわかるもの（請求書、領収書、その他の補助対象事業に要する経費の支払の事実を証する書類又はそれに代わる証明の写し等）
- (5) 建物及び土地の登記事項証明書等、所有が分かる書類（未登記である老朽危険空家等については、固定資産税台帳記載事項証明書や売買契約書等）
- (6) 老朽危険空家等の取得日が分かる書類（法人の場合で既に取得している場合）
- (7) 納税証明（尼崎市における市税に未納の税額がないことの証明）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査により、補助金の交付をすることが適当でないとしたときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 前条第2項の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同項の規定による通知を受けた後速やかに、補助金交付請求書（様式第6号）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求を受けたときは、速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により通知し、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は関係法令の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期日を定めて、補助金返還請求書(様式第8号)により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の返還の期限は、同項の規定により市長が返還を請求した日の翌日から起算して20日を経過する日とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別途定める。

付 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

付 則 (令和3年4月1日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年4月1日改正)

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。